様式第2号(第4条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

補助事業者　住　所

　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　様

身延町教育委員会

文化財保存事業補助金交付決定通知書

　身延町文化財保存事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

1　補助対象事業名

2　補助金交付決定額　　金　　　　　　　　　円

(補助対象経費　　　　　　　　　円の　　　％)

3　補助金の交付条件

①　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、計画変更承認申請書により、教育委員会の承認を受けてください。

ただし、補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額の相互間におけるいずれか低い額の20％以内の変更又は当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であって、補助金の額の変更を伴わないものはこの限りではありません。

②　補助事業を中止又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書により、教育委員会の承認を受けてください。

③　補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育委員会に報告してその指示を受けてください。

④　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

⑤　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、一定期間を経過するまでは、教育委員会の承認を受けずに取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできません。

教育委員会の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書を提出し、承認を受けてください。

⑥　教育委員会の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を町に返還していただきます。

⑦　上記のほか、身延町補助金等交付規則及び身延町文化財保存事業補助金交付要綱の規定に従ってください。